

3 関係法令

- 1 水道法（抄）
- 2 水道法施行令（抄）
- 3 水道法施行規則（抄）
- 4 水質基準に関する省令（抄）
- 5 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
- 6 南アルプス市給水条例
- 7 南アルプス市水道給水条例施行規程
- 8 南アルプス市指定給水装置工事事業者規程
- 9 南アルプス市水道事業給水区域内開発行為に伴う給水取扱規定
- 10 南アルプス市特殊集団住宅に対する給水の特別措置に関する規程
- 11 南アルプス市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理規程
- 12 南アルプス市指定給水装置工事事業者審査委員会規程

◎ 水道法(抄)

昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号
改正 平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号
改正 平成 30 年 12 月 12 日法律第 92 号

水道法

目次

第 1 章	総則 (第 1 条—第 5 条)
第 2 章	水道の基盤の強化 (第 5 条の 2—第 5 条の 4)
第 3 章	水道事業
第 1 節	事業の認可等 (第 6 条—第 1 3 条)
第 2 節	業務 (第 1 4 条—第 2 5 条)
第 3 節	指定給水装置工事事業者 (第 2 5 条の 2—第 2 5 条の 1 1)
第 4 節	指定試験機関 (第 2 5 条の 1 2—第 2 5 条の 2 7)
第 4 章	水道用水供給事業 (第 2 6 条—第 3 1 条)
第 5 章	専用水道 (第 3 2 条—第 3 4 条)
第 6 章	簡易専用水道 (第 3 4 条の 2—第 3 4 条の 4)
第 7 章	監督 (第 3 5 条—第 3 9 条)
第 8 章	雑則 (第 3 9 条の 2—第 5 条の 3)
第 9 章	罰則 (第 5 1 条—第 5 7 条)
	<u>附則</u>

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなけれ

ばならない。

第2条の2 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等（水道事業者等との連携及び2以上の水道事業又は水道用水供給事業の1体的な経営をいう。以下同じ。）の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等との連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

4 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

（用語の定義）

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第26条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

二 その水道施設の1日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

- 7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。
- 8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。
- 9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- 11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。
- 12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

(水質基準)

第4条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(施設基準)

第5条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
- 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
- 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要

量の浄水を得るのに必要な沈でん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。

五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。

六 配水施設は、必要量の浄水を1定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。

3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

第2章 水道の基盤の強化

第5条の2 (基本方針) (略)

2～3項 (略)

第5条の3 (水道基盤強化計画) (略)

2～10項 (略)

第5条の4 (広域的連携等推進協議会) (略)

2～4項 (略)

第3章 水道事業

第1節 事業の認可等

第6条 (事業の認可及び経営主体) (略)

第7条 (認可の申請) (略)

第8条 (認可基準) (略)

第9条 (附款) (略)

第10条 (事業の変更) (略)

第11条 (事業の休止及び廃止) (略)

第12条 (技術者による布設工事の監督) (略)

第13条 (給水開始前の届出及び検査) (略)

第2節 業務

(供給規程)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保するこ

とができる公正妥当なものであること。

- 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 五 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。
- 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。
 - 4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
 - 5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
 - 7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第2項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

（給水義務）

- 第15条** 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第41条第1項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。
 - 3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

（給水装置の構造及び材質）

- 第16条** 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、そ

の者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置工事)

第16条の2 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者の指定をすることができる。

2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(給水装置の検査)

第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(検査の請求)

第18条 水道事業によって水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

(水道技術管理者)

第19条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

一 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査（第22条

の2第2項に規定する点検を含む。)

- 二 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査
 - 三 給水装置の構造及び材質が第16条の政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
 - 四 次条第1項の規定による水質検査
 - 五 第21条第1項の規定による健康診断
 - 六 第22条の規定による衛生上の措置
 - 七 第22条の3第1項の台帳の作成
 - 八 第23条第1項の規定による給水の緊急停止
 - 九 第37条前段の規定による給水停止
- 3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

(水質検査)

第20条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。
- 3 水道事業者は、第1項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

第20条の2から16まで (略)

(健康診断)

第21条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第22条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

第22条の2 (水道施設の維持及び修繕) (略)

第22条の3 (水道施設台帳) (略)

第22条の4 (水道施設の計画的な更新等) (略)

(給水の緊急停止)

第 2 3 条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

(消火栓)

第 2 4 条 水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。

2 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

3 水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

(情報提供)

第 2 4 条の 2 水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第 2 1 条第 1 項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

(業務の委託)

第 2 4 条の 3 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

2～8 項 (略)

第 2 4 条の 4 (水道施設運営権の設定の許可) (略)

第 2 4 条の 5 (許可の申請) (略)

第 2 4 条の 6 (許可基準) (略)

第 2 4 条の 7 (水道施設運営等事業技術管理者) (略)

第 2 4 条の 8 (水道施設運営等事業に関する特例) (略)

第 2 4 条の 9 (水道施設運営等事業の開始の通知) (略)

第 2 4 条の 1 0 (水道施設運営権者に係る変更の届出) (略)

第 2 4 条の 1 1 (水道施設運営権の移転の協議) (略)

第 2 4 条の 1 2 (水道施設運営権の取消し等の要求) (略)

第 2 4 条の 1 3 (水道施設運営権の取消し等の通知) (略)

第 2 5 条 (簡易水道事業に関する特例) (略)

第3節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第25条の2 第16条の2第1項の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。

2 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事事業者の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

四 その他厚生労働省令で定める事項

(指定の基準)

第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

一 事業所ごとに、第25条の4第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ハ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

2 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

(指定の更新)

第25条の3の2 第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないと

きは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(給水装置工事主任技術者)

第25条の4 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

一 給水装置工事に関する技術上の管理

二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

四 その他厚生労働省令で定める職務

4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(給水装置工事主任技術者免状)

第25条の5 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。

2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から1年を経過しない者

二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

3 厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。

4 前3項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(給水装置工事主任技術者試験)

第25条の6 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

2 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有す

る者でなければ、受けることができない。

- 3 給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生労働省令で定める。

(変更の届出等)

第25条の7 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

(事業の基準)

第25条の8 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第25条の9 水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第25条の10 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し)

第25条の11 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- 一 第25条の3第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- 三 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 五 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 〃 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

- 2 第25条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第4節 指定試験機関

第25条の12から27まで (略)

第4章 水道用水供給事業

第26条 (事業の認可) (略)

第27条 (認可の申請) (略)

第28条 (認可基準) (略)

第29条 (附款) (略)

第30条 (事業の変更) (略)

第31条 (準用) (略)

第5章 専用水道

(確認)

第32条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第33条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 水道事務所の所在地

3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 1日最大給水量及び1日平均給水量

二 水源の種別及び取水地点

三 水源の水量の概算及び水質試験の結果

四 水道施設の概要

五 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造

六 浄水方法

七 工事の着手及び完了の予定年月日

八 その他厚生労働省令で定める事項

5 都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添附書類によっては適合するかどうかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない。

理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。

6 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して31日以内に、書面をもってしなければならない。

(準用)

第34条 第13条、第19条（第2項第3号及び第7号を除く。）、第21条から第22条の2まで、第23条及び第24条の3（第7項を除く。）の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第1項	厚生労働大臣	都道府県知事
第19条第2項	事項	事項（第3号及び第7号に掲げる事項を除く。）
第24条の3第2項	厚生労働大臣	都道府県知事
第24条の3第4項	第19条第2項各号	第19条第2項各号（第3号及び第7号を除く。）
第24条の3第6項	第17条、第21条から第22条の3	第21条から第22条の2 第25条の9、第36条第2項並びに第39条（第2項
第24条の3第8項	同項各号	第36条第2項並びに第39条（第1項 同項各号（第3号及び第7号を除く。）

2 1日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第19条第3項の規定を準用しない。

第6章 簡易専用水道

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

第34条の3 (検査の義務) (略)

第34条の4 (準用) (略)

第7章 監督

(認可の取消し)

第35条 厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなく、事業認可の申請書に添付した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後1年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後1年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後1年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後1年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。

2 地方公共団体以外の水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村は、厚生労働大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。

3 厚生労働大臣は、地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対して第1項の処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもって弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

(改善の指示等)

第36条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しなくなったと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させ

ることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(供給条件の変更)

第38条 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第39条 厚生労働大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第41条第8項において同じ。）を検査させることができる。

2 都道府県知事は、水道（水道事業等の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

4 前3項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第1項、第2項又は第3項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第8章 雑則

第39条の2 （災害その他非常の場合における連携及び協力の確保）（略）

第40条 （水道用水の緊急応援）（略）

第41条 （合理化の勧告）（略）

第42条 （地方公共団体による買収）（略）

第43条 (水源の汚濁防止のための要請等) (略)

第44条 (国庫補助) (略)

第45条 (国の特別な助成) (略)

第45条の2 (研究等の推進) (略)
(手数料)

第45条の3 給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする者は、国に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 給水装置工事主任技術者試験を受けようとする者は、国(指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

3 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第46条 (都道府県が処理する事務) (略)

第47条 削除

第48条 (管轄都道府県知事) (略)

第48条の2 (市又は特別区に関する読替え等) (略)
(審査請求)

第48条の3 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第25条第2項及び第3項、第46条第1項及び第2項、第47条並びに第49条第3項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(特別区に関する読替)

第49条 特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

第51条 (国の設置する専用水道に関する特例) (略)

第51条の2 (国の設置する簡易専用水道に関する特例) (略)

第51条の3 (経過措置) (略)

第9章 罰則

第51条 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、5年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、2年以下の懲役又は51万円以下の罰金に処する。

3 前2項の規定にあたる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従って処断する。

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金

に処する。

- 一 第6条第1項の規定による認可を受けないで水道事業を経営した者
- 二 第23条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第26条の規定による認可を受けないで水道用水供給事業を経営した者

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第1条第1項前段の規定に違反した者
- 二 第11条第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第15条第1項の規定に違反した者
- 四 第15条第2項（第24条の8第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反して水を供給しなかつた者
- 五 第19条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 六 第24条の3第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、業務を委託した者
- 七 第24条の3第3項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 八 第24条の7第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 九 第31条第1項の規定に違反した者
- 十 第37条の規定による給水停止命令に違反した者
- 十一 第41条第1項（第24条の8第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定による命令に違反した者

第53条の2 第21条の13（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第53条の3 第25条の17第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第53条の4 第25条の24第2項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第9条第1項（第1条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に附せられた条件に違反した者

- 二 第13条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかつた者
- 三 第21条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 第21条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 五 第22条（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 六 第29条第1項（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可に附せられた条件に違反した者
- 七 第32条の規定による確認を受けないで専用水道の布設工事に着手した者
- 八 第34条の2第2項の規定に違反した者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、31万円以下の罰金に処する。

- 一 地方公共団体以外の水道事業者であつて、第7条第4項第7号の規定により事業計画書に記載した供給条件（第14条第6項の規定による認可があつたときは、認可後の供給条件、第38条第2項の規定による変更があつたときは、変更後の供給条件）によらないで、料金又は給水装置工事の費用を受け取つたもの
- 二 第1条第3項、第11条第3項（第31条において準用する場合を含む。）、第24条の3第2項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）又は第31条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第39条第1項、第2項、第3項又は第41条第8項（第24条の8第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第55条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第21条の9（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第21条の14（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 三 第21条の15第1項（第34条の4において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第55条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第25条の20の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿

に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第25条の2第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第25条の2第3項の規定による許可を受けなくて、試験事務の全部を廃止したとき。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第52条から第53条の2まで又は第54条から第55条の2までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第57条 正当な理由がないのに第25条の5第3項の規定による命令に違反して給水装置工事主任技術者免状を返納しなかつた者は、1万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水道条例の廃止)

第2条 水道条例（明治23年法律第9号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

(旧法に基く認可又は許可を受けた水道事業に関する経過措置)

第3条 この法律の施行前に旧法第2条の規定によってなされた水道の布設の許可及び旧法第3条の規定によってなされた水道の布設の認可は、この法律（以下「新法」という。）第6条第1項の規定によってなされた水道事業経営の認可（旧法による当該処分が旧法第3条に規定する事項の変更に係るものであるときは、新法第1条第1項の規定によってなされた事業変更の認可）とみなす。

2 地方公共団体以外の者について、旧法第3条第2項の規定によって附された許可年限又は旧法第4条第2項の規定によって許可書に附された事項は、新法第9条第1項（新法第1条第2項において準用する場合を含む。）の規定によって認可に附された期限又は条件とみなす。

(許可又は認可の申請に関する経過措置)

第4条 この法律の施行前に旧法の規定によってなされた許可又は認可の申請は、新法の相当規定によってなされたものとみなす。

(旧法に基く認可又は許可によらない水道事業に関する経過措置)

第5条 この法律の施行の際現に水道事業を営んでいる者（旧法第2条の規定による許可又は旧法第3条の規定による認可を受けて営んでいる者を除く。）は、現に給水を行っている区域を給水区域とし、かつ、現に実施している供給条件に関する定を供給規程とする新法第6条第1項の規定による水道事業経営の認可を受けたものとみなす。

- 2 この法律の施行の際現に水道用水供給事業を営んでいる者は、新法第26条の規定による水道用水供給事業経営の認可を受けたものとみなす。
- 3 厚生大臣は、前2項に規定する者のうち地方公共団体以外の者については、新法第9条第2項の例により、前2項の規定による認可に必要な期限又は条件を附することができる。
- 4 前項の規定により認可に附された条件は、新法第514条第1号又は第6号の規定の適用については、新法第9条第1項又は第29条第1項の規定により附された条件とみなす。

(施設又は区域内の専用水道)

第10条 新法の規定は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設又は区域内における専用水道については、適用しない。

(国の無利子貸付け等)

- 第11条** 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第44条の規定により国がその費用について補助することができる水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設の新設又は増設で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第44条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前項の規定による場合のほか、水道の整備で社会資本整備特別措置法第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。
 - 3 前2項の国の貸付金の償還期間は、5年（2年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
 - 4 前項に定めるもののほか、第1項及び第2項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 5 国は、第1項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第44条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
 - 6 国は、第2項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付する

ことにより行うものとする。

- 7 地方公共団体が、第1項又は第2項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第3項及び第4項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前2項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則（昭和32年6月法律第177号）から

附 則（平成14年2月8日法律第1号）まで（略）

附 則（平成30年12月12日法律第92号）

（施行期日）

- 第1条** この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行する。

（水道施設台帳に関する経過措置）

- 第2条** この法律による改正後の水道法（以下「新法」という。）第19条第2項（第7号に係る部分に限り、新法第31条において準用する場合を含む。）及び第22条の3（新法第31条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

（指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する経過措置）

- 第3条** この法律の施行の際現に水道法第16条の2第1項の指定を受けている同条第2項に規定する指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の新法第25条の3の2第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律（平成31年法律第92号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の前日から起算して5年（当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の5年前の日以前である場合にあつては、5年を超えない範囲内において政令で定める期間）を経過する日まで」とする。

（罰則に関する経過措置）

- 第4条** 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

- 第5条** 前3条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第6条（検討）（略）

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第1（第21条の4関係）

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令

(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。

- 2 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、2年以上水質検査の実務に従事した経験を有する者であること。
- 3 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第3条の規定による臨床検査技師の免許を有する者であつて、1年以上水質検査の実務に従事した経験を有するものであること。
- 4 前3号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

別表第2(第34条の4関係)

- 1 第19条(第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)の規定による水道技術管理者たる資格を有する者であること。
- 2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第21号)第7条の規定による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者であること。
- 3 第34条の2第2項に規定する簡易専用水道の管理の検査の補助に1年以上従事した経験を有する者であること。
- 4 前3号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

附則(平成15年7月2日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成16年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第6条の規定は平成16年4月1日から、附則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の規定は公布の日から施行する。

(水道法の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この法律による改正後の水道法(以下「新水道法」という。)第21条第3項又は第34条の2第2項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新水道法第21条の8の規定による水質検査業務規程の届出及び新水道法第34条の4において準用する新水道法第21条の8の規定による簡易専用水道検査業務規程の届出についても、同様とする。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の水道法第21条第3項及び第34条の2第2項の指定を受けている者は、それぞれ、この法律の施行の日新水道法第21条第3項及び第34条の2第2項の登録を受けた者とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第7条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるこ

ととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第9条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成16年6月9日法律第84号) から
(平成29年5月31日法律第41号) まで (略)

◎水道法施行令(抄)

昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号
改正 平成 29 年 9 月 1 日政令第 232 号
改正 平成 31 年 10 月 1 日政令第 154 号

(専用水道の基準)

第 1 条 水道法(以下「法」という。)第 3 条第 6 項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 口径 25 mm以上の導管の全長 1,500m
- 二 水槽の有効容量の合計 100m³

2 法第 3 条第 6 項第 2 号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が 20m³であることとする。

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第 2 条 法第 3 条第 7 項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 立方メートルであることとする。

第 3 条 (水道施設の増設及び改造の工事) (略)

第 4 条 (法第 11 条第 2 項に規定する給水装置の基準) (略)

第 5 条 (布設工事監督者の資格) (略)

(給水装置の構造及び材質の基準)

第 6 条 法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 cm以上離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され又は、漏れるおそれがないものであること。
- 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

第 7 条 (水道技術管理者の資格) (略)

第 8 条 (登録水質検査機関等の登録の有効期間) (略)

第 9 条 (業務の委託) (略)

第 10 条 (略)

第 11 条 (受託水道業務技術管理者の資格) (略)

第12条 (国庫補助) (略)

(手数料)

第13条 法第45条の3第1項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 給水装置工事主任技術者免状（以下この項において[免状]という。）の交付を受けようとする者

2,500 円

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあっては、2,450 円）

二 免状の書換え交付を受けようとする者 250 円

（電子情報処理組織を使用する者にあっては、2,050 円）

三 免状の再交付を受けようとする者 250 円

（電子情報処理組織を使用する者にあっては、2,050 円）

2 法第45条の3第2項の政令で定める受験手数料の額は、16,800 円とする。

第14条 (都道府県の処理する事務) (略)

第15条 (指定都道府県の処理する事務) (略)

第16条 (管轄都道府県知事) (略)

附則（昭和32年12月政令第336号）から

附則（平成15年12月19日政令第533号）まで(略)

附則（平成29年9月1日政令第232号）抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成31年4月1日から施行する。

◎水道法施行規則(抄)

昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号

改正平成 20 年 12 月 22 日厚生労働省令第 175 号

目次

第 1 章 水道事業

第 1 節 事業の認可等 (第 1 条—第 1 7 条の 4)

第 2 節 指定給水装置工事事業者 (第 1 8 条—第 3 6 条)

第 3 節 指定試験機関 (第 3 7 条—第 4 8 条)

第 2 章 水道用水供給事業 (第 4 9 条—第 5 2 条)

第 3 章 専用水道 (第 5 3 条・第 5 4 条)

第 4 章 簡易専用水道 (第 5 5 条—第 5 6 条の 8)

第 5 章 雑則 (第 5 7 条)

附則

第 1 章 水道事業

第 1 節 事業の認可等

(令第 1 条第 2 項の厚生労働省令で定める目的)

第 1 条 水道法施行令 (昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。) 第 1 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

第 1 条の 2 (認可申請書の添附書類等) (略)

第 2 条 (事業計画書の記載事項) (略)

第 3 条 (工事設計書に記載すべき水質試験の結果) (略)

第 4 条 (工事設計書の記載事項) (略)

第 5 条から第 7 条まで (法第 8 条第 1 項各号を適用するについて必要な技術的細目) (略)

第 7 条の 2 (事業の変更の認可を要しない軽微な変更) (略)

第 8 条 (変更認可申請書の添附書類等) (略)

第 8 条の 2 (事業の変更の届出) (略)

第 9 条 (布設工事監督者の資格) (略)

第 1 0 条 (給水開始前の水質検査) (略)

第 1 1 条 (給水開始前の施設検査) (略)

(法第 1 4 条第 2 項各号を適用するについて必要な技術的細目)

第 1 2 条から同条の 3 まで (略)

第 1 2 条の 4 法第 14 条第 3 項に規定する技術的細目のうち、同条第 2 項第 5 号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

- イ 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告
- ロ 貯水槽水道の利用者に対する情報提供
- 二 貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準
 - ロ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

第12条の5 (料金の変更の届出) (略)

(給水装置の軽微な変更)

第13条 法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

第14条 (水道技術管理者の資格) (略)

第14条の2から16まで(略)

第15条 (定期及び臨時の水質検査) (略)

第15条の2から10まで(略)

第16条 (健康診断) (略)

第17条 (衛生上必要な措置) (略)

(情報提供)

第17条の2 法第24条の2の規定による情報の提供は、第1号から第5号までに掲げるものにあつては毎年1回以上定期的に(第1号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に)、第6号及び第7号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

- 一 水質検査計画及び法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道水の安全に関する事項
- 二 水道事業の実施体制に関する事項(法第24条の3第1項の規定による委託の内容を含む。)
- 三 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項
- 四 水道料金その他需要者の負担に関する事項
- 五 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項
- 六 法第20条第1項の規定により行う臨時の水質検査の結果
- 七 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

第17条の3 (委託契約書の記載事項) (略)

第17条の4 (業務の委託の届出) (略)

第2節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第18条 法第25条の2第2項の申請書は、様式第1によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

3 前項第 1 号の書類は、様式第 2 によるものとする。

第 19 条 法第 25 条の 2 第 2 項第 4 号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法人にあつては、役員の名

二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事業を行う事業所（第 21 条第 3 項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第 25 条の 5 第 1 項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号

三 事業の範囲

（厚生労働省令で定める機械器具）

第 20 条 法第 25 条の 3 第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

四 水圧テストポンプ

（給水装置工事主任技術者の選任）

第 21 条 指定給水装置工事業業者は、法第 16 条の 2 の指定を受けた日から 2 週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

2 指定給水装置工事業業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 2 週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

3 指定給水装置工事業業者は、前 2 項の選任を行うに当たっては、1 の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1 の給水装置工事主任技術者が当該 2 以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第 22 条 法第 25 条の 4 第 2 項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第 3 によるものとする。

（給水装置工事主任技術者の職務）

第 23 条 法第 25 条の 4 第 3 項第 4 号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

二 第 36 条第 1 項第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

三 給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

（免状の交付申請）

第 24 条 法第 25 条の 5 第 1 項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第 4 による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）

二 第 33 条の規定により交付する合格証書の写し

（免状の様式）

第 25 条 法第 25 条の 5 第 1 項の規定により交付する免状の様式は、様式第 5 による。

（免状の書換え交付申請）

第 26 条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

2 前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第 6 による。

（免状の再交付申請）

第 27 条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失ったときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。

2 前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第 7 による。

3 免状を破り、又は汚した者が第 1 項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。

4 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失った免状を発見したときは、5 日以内に、これを厚生労働大臣に返納するものとする。

（免状の返納）

第 28 条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、1 月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。

（試験の公示）

第 29 条 厚生労働大臣は、法第 25 条の 6 第 1 項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所並びに受験願書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

（試験科目）

第 30 条 試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 公衆衛生概論
- 二 水道行政
- 三 給水装置の概要
- 四 給水装置の構造及び性能
- 五 給水装置工事法
- 六 給水装置施工管理法
- 七 給水装置計画論

〃 給水装置工事事務論

(試験科目の一部免除)

第31条 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る1級又は2級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

(受験の申請)

第32条 試験を受けようとする者は、様式第8による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣（法第25条の12第1項に規定する指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。

- 一 法第25条の6第2項に該当する者であることを証する書類
- 二 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- 三 前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第9による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類

(合格証書の交付)

第33条 厚生労働大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

(変更の届出等)

第34条 法第25条の7の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 法人にあっては、役員の名
 - 三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2** 第25条の7の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。
- 一 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - 二 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2による法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

(廃止等の届出)

第35条 法第25条の7の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内

に、事業を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に、様式第 11 による届出書を水道事業者提出しなければならない。

(事業の運営の基準)

第 36 条 法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第 25 条の 4 第 1 項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第 25 条の 4 第 3 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第 5 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること
- 六 施行した給水装置工事（第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第 1 号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 竣工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の確認の方法及びその結果

第 3 節 指定試験機関

- 第 37 条** (指定試験機関の指定の申請) (略)
- 第 38 条** (指定試験機関の名称等の変更の届出) (略)
- 第 39 条** (役員を選任又は解任の認可の申請) (略)
- 第 40 条** (試験委員の要件) (略)
- 第 41 条** (試験委員を選任又は変更の届出) (略)
- 第 42 条** (試験事務規程の認可の申請) (略)
- 第 43 条** (試験事務規程の記載事項) (略)
- 第 44 条** (事業計画及び収支予算の認可の申請) (略)

- 第45条 (帳簿) (略)
- 第46条 (試験結果の報告) (略)
- 第47条 (試験事務の休止又は廃止の許可の申請) (略)
- 第48条 (試験事務の引継ぎ等) (略)

第2章 水道用水供給事業

- 第49条 (認可申請書の添附書類等) (略)
- 第50条 (事業計画書の記載事項) (略)
- 第51条 (変更認可申請書の添附書類等) (略)
- 第51条の2から5まで (略)
- 第52条 (準用) (略)

第3章 専用水道

- 第53条 (確認申請書の添附書類等) (略)
- 第54条 (準用) (略)

第4章 簡易専用水道

(管理基準)

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、1年以内ごとに1回とする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

第56条の2から8まで(略)

第5章 雑則

第57条 (証明書の様式) (略)

附則 (昭和32年12月14日厚生省令第45号) から

附則 (平成24年9月6日厚生省令第124号) まで(略)

附則 (平成26年2月28日厚生省令第15号)

(施行期日)

第1条 この省令は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行前にした水道法第21条第3項の規定による水質検査の委託については、なお従前の例による。

- 2 (略)

◎水質基準に関する省令(抄)

水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令

平成15年 5月30日厚生労働省令第101号
 一部改正 平成22年 2月17日厚生労働省令第18号
 平成27年4月1日施行

水道により供給される水は、次の表の左欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
8	6価クロム化合物	6価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。
9	亜硝酸態窒素	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
14	4塩化炭素	0.002mg/L以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること。
22	クロロ酢酸	0.0ml/L以下であること。
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること。
27	総トリハロメタン(クロロホルム、 ジブロモクロロメタン、プロモジク ロロメタン及びプロモホルムのそ れぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること。
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
30	プロモホルム	0.09mg/L以下であること。

31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール (別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下であること。
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール (別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 注2)	3mg/L以下であること。注2)
47	pH	値 5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭	気 異常でないこと。
50	色	度 5度以下であること。
51	濁	度 2度以下であること。

◎給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

平成 9年3月19日 厚生省令第14号

一部改正 平成22年2月28日 厚生労働省令第15号

平成26年4月1日施行

(耐圧に関する基準)

第1条 給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

- 一 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により 1.75 メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - 二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。
 - ロ 減圧弁が設置されているものであること。
 - ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。
 - ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。
 - 三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により 1.75 メガパスカルの静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。
 - ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。
 - 四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により 20 キロパスカルの静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
- 3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(浸出等に関する基準)

第2条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

- 2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。
- 3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。
- 4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

第3条 水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を 0.15 メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が 1.5 メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(防食に関する基準)

第4条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

- 2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

第5条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- 一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方 150 ミリメートル以上の位置）に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により 3 キロパスカル及び 1.5 メガパスカルの静水

圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3ミリメートルを超えないこと。

ロ 逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第一欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	1.5メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具（(3)及び(4)に規定するものを除く。）	3キロパスカル及び1.5メガパスカル	3キロパスカル
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（(4)に規定するものを除く。）	1.5メガパスカル	50キロパスカル
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1.5メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50キロパスカルのいずれかの高い圧力

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が七五ミリメートルを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあつては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の2分の1、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあつては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の2分の1を超えないこと。

ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性

能試験により流入側からマイナス 54 キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が 25 ミリメートル以下のものにあつては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が 25 ミリメートルを超えるものにあつては、別表第 3 の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第 2 号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第 6 条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあつては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により十萬回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下 20 度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下 20 度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第 7 条 弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により十萬回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第 1 条第一項に規定する性能、第 3 条に規定する性能及び第 5 条第 1 項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。

附 則

この省令は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 10 月 20 日厚生省令第 127 号）抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日（平成 13 年 1 月 6 日）から施行する。

附 則（平成 14 年 10 月 29 日厚生労働省令第 138 号）

1 この省令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであつて、この省令による改

正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成16年1月26日厚生労働省令第六号）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成17年3月31日までの間、この省令による改正後の別表第一有機物（全有機炭素（TOC）の量）の項中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、同項の中欄中「0.5mg/l」とあるのは「1.0mg/l」と、同項の下欄中「5mg/l」とあるのは「10mg/l」とする。

第3条 パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第一フェノール類の項中「0.005mg/l」とあるのは「0.005mg/l」とする。

第4条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成21年3月6日厚生労働省令第27号）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この省令の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成22年2月17日厚生労働省令第18号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成24年3月31日までの間、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（次条において「新給水装置省令」という。）別表第一カドミウム及びその化合物の項の適用については、同項中欄中「0.0003mg/l」とあるのは、「0.001mg/l」とする。

第3条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、新給水装置

省令第 2 条第 1 項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 (平成 23 年 1 月 28 日厚生労働省令第 11 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第二条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第 2 条第 1 項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 (平成 24 年 9 月 6 日厚生労働省令第 123 号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第二号イ及び別表第 2 の改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 2 月 28 日厚生労働省令第 15 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第 3 条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第 2 条第 1 項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

別表第一

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 $0.0003\text{mg}/1$ 以下であること。	カドミウムの量に関して、 $0.003\text{mg}/1$ 以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 $0.00005\text{mg}/1$ 以下であること。	水銀の量に関して、 $0.0005\text{mg}/1$ 以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 $0.001\text{mg}/1$ 以下であること。	セレンの量に関して、 $0.01\text{mg}/1$ 以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 $0.001\text{mg}/1$ 以下であること。	鉛の量に関して、 $0.01\text{mg}/1$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 $0.001\text{mg}/1$ 以下であること。	ヒ素の量に関して、 $0.01\text{mg}/1$ 以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、	六価クロムの量に関して、 0.05

	0.005m g / 1 以下であること。	m g / 1 以下であること。
亜硝酸態窒素	0.004m g / 1 以下であること。	0.04m g / 1 以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001 m g / 1 以下であること。	シアンの量に関して、0.01m g / 1 以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0m g / 1 以下であること。	10m g / 1 以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08 m g / 1 以下であること。	フッ素の量に関して、0.8m g / 1 以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1m g / 1 以下であること。	ホウ素の量に関して、1.0m g / 1 以下であること。
四塩化炭素	0.0002m g / 1 以下であること。	0.002m g / 1 以下であること。
1・4-ジオキサン	0.005m g / 1 以下であること。	0.05m g / 1 以下であること。
シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.004m g / 1 以下であること。	0.04m g / 1 以下であること。
ジクロロメタン	0.002m g / 1 以下であること。	0.02m g / 1 以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001m g / 1 以下であること。	0.01m g / 1 以下であること。
トリクロロエチレン	0.001m g / 1 以下であること。	0.01m g / 1 以下であること。
ベンゼン	0.001m g / 1 以下であること。	0.01m g / 1 以下であること。
ホルムアルデヒド	0.008m g / 1 以下であること。	0.08m g / 1 以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1m g / 1 以下であること。	亜鉛の量に関して、1.0m g / 1 以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.02m g / 1 以下であること。	アルミニウムの量に関して、0.2 m g / 1 以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03m g /	鉄の量に関して、0.3m g / 1 以

	1 以下であること。	下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1m g / 1 以下であること。	銅の量に関して、1.0m g / 1 以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、20 m g / 1 以下であること。	ナトリウムの量に関して、200m g / 1 以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005m g / 1 以下であること。	マンガンの量に関して、0.05m g / 1 以下であること。
塩化物イオン	20m g / 1 以下であること	200m g / 1 以下であること。
蒸発残留物	50m g / 1 以下であること	500m g / 1 以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02m g / 1 以下であること。	0.2m g / 1 以下であること。
非イオン界面活性剤	0.05m g / 1 以下であること。	0.02m g / 1 以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して0.0005m g / 1 以下であること。	フェノールの量に換算して、0.005m g / 1 以下であること。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5m g / 1 以下であること。	3m g / 1 以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	0.5 度以下であること。	5 度以下であること。
濁度	0.2 度以下であること。	2 度以下であること。
1・2—ジクロロエタン	0.0004m g / 1 以下であること。	0.004m g / 1 以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして、0.01m g / 1 以下であること。	トリエチレンテトラミンとして、0.01m g / 1 以下であること。
エピクロロヒドリン	0.01m g / 1 以下であること。	0.01m g / 1 以下であること。
酢酸ビニル	0.01m g / 1 以下であること。	0.01m g / 1 以下であること。
スチレン	0.002m g / 1 以下であること。	0.002m g / 1 以下であること。
2・4—トルエンジアミン	0.002m g / 1 以下であること。	0.002m g / 1 以下であること。

2・6—トルエンジアミン	0.001mg / l 以下であること。	0.001mg / l 以下であること。
1・2—ブタジエン	0.001mg / l 以下であること。	0.001mg / l 以下であること。
1・3—ブタジエン	0.001mg / l 以下であること。	0.001mg / l 以下であること。
備考 主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあつては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001mg / l」とあるのは「0.007mg / l」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1mg / l」とあるのは「0.97mg / l」と、銅及びその化合物の項中「0.1mg / l」とあるのは「0.98mg / l」とする。		

別表第二

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
13 ミリメートル以下のもの	25 ミリメートル以上	25 ミリメートル以上
13 ミリメートルを超え 20 ミリメートル以下のもの	40 ミリメートル以上	40 ミリメートル以上
20 ミリメートルを超え 25 ミリメートル以下のもの	50 ミリメートル以上	50 ミリメートル以上
備考 1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあつては、この表下欄中「25 ミリメートル」とあり、又は「40 ミリメートル」とあるのは、「50 ミリメートル」とする。 2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあつてはこの表下欄中「25 ミリメートル」とあり、「40 ミリメートル」とあり、又は「50 ミリメートル」とあるのは、「200 ミリメートル」とする。		

別表第三

区分	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
近接壁の影響がない場合	(1. 7 × d + 5) ミリメートル以上
近接壁の影	近接壁が 壁からの離れが (3 × D) ミリメート
	(3 × d) ミリメート

響がある場合	一面の場合	ル以下のもの	ル以上
		壁からの離れが $(3 \times D)$ ミリメートルを超え $(5 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(2 \times d + 5)$ ミリメートル以上
	近接壁が二面の場合	壁からの離れが $(5 \times D)$ ミリメートルを超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ ミリメートル以上
		壁からの離れが $(4 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(3.5 \times d)$ ミリメートル以上
		壁からの離れが $(4 \times D)$ ミリメートルを超え $(6 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(3 \times d)$ ミリメートル以上
		壁からの離れが $(6 \times D)$ ミリメートルを超え $(7 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(2 \times d + 5)$ ミリメートル以上
		壁からの離れが $(7 \times D)$ ミリメートルを超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ ミリメートル以上

備考

- 1 D：吐水口の内径（単位 ミリメートル）
d：有効開口の内径（単位 ミリメートル）
- 2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。
- 3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。
- 4 浴槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 50 ミリメートル未満の場合にあつては、当該距離は 50 ミリメートル以上とする。
- 5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が 200 ミリメートル未満の場合にあつては、当該距離は 200 ミリメートル以上とする。

○南アルプス市水道給水条例

平成15年4月1日
条例第221号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第11条)
- 第3章 給水(第12条—第21条)
- 第4章 料金、加入金及び手数料(第22条—第31条)
- 第5章 管理(第32条—第37条)
- 第6章 貯水槽水道(第38条・第39条)
- 第7章 補則(第40条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、本市の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 給水区域は、南アルプス市公営企業の設置等に関する条例(平成15年南アルプス市条例第219号)第3条第2項に定めるところによる。

(定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、給水のために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 この条例において「給水装置工事」とは、給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する工事をいう。

3 この条例において「臨時使用」とは、水道を工事その他の理由により一時的に使用することをいい、その期間は6月以内とする。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第5条 給水装置工事(修繕を除く。)をしようとする者は、水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

3 管理者は、第1項の承認を行う場合において、公道内に給水装置を縦断的に敷設しようとする者については、条件を付すことができる。

(給水装置工事の費用負担)

第6条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事の申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、その費用の全部又は一部を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の規定により指定をした者又は同法第25条の3の2の規定により当該指定の更新をした者(以下これらを「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、着工前に管理者の設計審

査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事完成検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 指定給水装置工事事業者は、前項に規定する工事について、管理者の指定する職員の指導及び監督を受けなければならない。

4 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 市が施行する給水装置工事の工事費は、次の費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 設計費
- (7) 間接経費

2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の予納)

第10条 給水装置工事申込者は、前条の規定により算出した工事費を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の額は、工事完成後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が給水区域内に居住していないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を定めて、管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者

- (2) 給水装置を共用する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める者
- 2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。
(水道メーターの設置)

第16条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。
(メーターの貸与)

第17条 メーターは、市が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

- 2 水道利用者等は、善良な管理及び注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 水道利用者等は、メーターの検針、検査又は修繕等の障害となるものを給水装置の付近に設置してはならない。
- 4 水道利用者等は、第2項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を賠償しなければならない。
(水道の利用中止、廃止及び変更等の届出)

第18条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用を中止するとき。
- (2) 給水装置を廃止するとき。
- 2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
 - (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として水道を使用したとき。
 - (4) 代理人若しくは管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の利用)
第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、これを使用してはならない。ただし、管理者が公益上必要と認める場合は、この限りでない。
2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者にあらかじめ承認を受けなければならない。
(水道利用者等の管理上の責任)

第20条 水道利用者等は、善良な管理及び注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出て、修繕その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理者は、前項の措置が講じられない場合、修繕その他必要な処置を行うことができる。
- 3 前2項の場合において、修繕その他の措置等に要した費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。
- 4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。
(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において特別な費用を要したときは、その実費額を徴収する。
第4章 料金、加入金及び手数料
(料金の支払義務)

第22条 基本料金及び超過水量料金の合計額(以下「料金」という。)は、水道の利用者等から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。
(料金)

第23条 料金は、次に定めるところにより算定した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消

費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 基本料金及び超過水量料金

区分	基本料金	超過水量料金(使用水量1月につき)		
	(基本水量1月10立方メートルまで)	11立方メートルから25立方メートルまで	26立方メートルから60立方メートルまで	61立方メートル以上
メーター口径				
13ミリメートル	1,180円	110円/立方メートル	140円/立方メートル	170円/立方メートル
20ミリメートル	2,570円			
25ミリメートル	3,960円			
40ミリメートル	10,390円			
50ミリメートル	17,240円			
75ミリメートル	39,910円			
100ミリメートル	73,120円			
150ミリメートル	168,450円			

(料金の算定)

第24条 料金は、あらかじめ管理者が定めた日(以下「定例日」という。)にメーターの検針を行い、その使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、隔月の定例日にメーターの検針を行い、その使用水量をもって定例日の属する月分及びその前月分の料金を算定することができる。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。

3 管理者は、やむを得ない理由があるときは、前2項の定例日以外の日にメーターの検針を行うことができる。

(使用水量の認定)

第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

2 共用給水装置による使用水量は、各戸均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各戸の使用水量を認定することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 定例日から次の定例日までの間(以下この条において「月」という。)の中途において、水道の使用を開始し、又は使用を止めたときの基本料金の月額は、次に定めるところによる。

(1) 使用日数が、15日以下で、使用水量が基本水量の2分の1以下のとき 基本料金の月額の2分の1の額

(2) 使用日数が、15日を超えるとき、又は使用水量が基本水量の2分の1を超えるとき 1月として算定した金額

2 月の中途において、メーターの口径に変更があった場合の基本料金の月額は、変更前のメーターの口径に係る基本料金の額とする。

(臨時使用の場合の概算料金)

第27条 管理者は、臨時使用をする者に水道の使用の申込みの際、概算料金を前納させることができる。

2 前項の概算料金は、水道の使用を止めたときに精算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、2月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(加入金)

第29条 管理者は、給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)をする者から水道加入金(以下「加入金」という。)を徴収する。

2 加入金の額は、次に定める額に消費税相当額を加えた額とする。ただし、改造をする場合の加

入金の額にあつては、申込みの口径に係る加入金の額と申込み前の口径に係る加入金の額との差額とする。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	140,000円
20ミリメートル	330,000円
25ミリメートル	510,000円
40ミリメートル	830,000円
50ミリメートル	1,100,000円
75ミリメートル	管理者が別途定める額
100ミリメートル	管理者が別途定める額
150ミリメートル	管理者が別途定める額

3 加入金は、当該工事の申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 既に納めた加入金は、返還しない。ただし、工事を取りやめたとき、又は工事中の設計変更により差額が生じたときその他管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第30条 手数料は、次に定めるところにより、申込者から申込みの際これを徴収する。

(1) 第7条第1項の指定給水装置工事事業者の指定又は当該指定の更新(以下この号においてこれらを「指定」という。)に係る申請手数料 1件につき 10,000円(ただし、指定に係る指定証再交付の場合 2,400円)

(2) 第7条第2項の設計審査手数料 1件につき 4,500円

(3) 第7条第2項の工事完成検査手数料 1件につき 10,000円(ただし、同一敷地内で複数の給水装置を同一日に検査する場合 2件目以降1件につき 3,500円)

(4) 第7条第2項の工事完成検査に係る再検査手数料 1件につき 5,000円(ただし、同一敷地内で複数の給水装置を同一日に検査する場合 2件目以降1件につき 3,500円)

(5) 給水装置(配水管の分岐部分からメーターまでの間)の新設工事手数料 1件につき24,000円

(6) 第18条第1項第1号の水道使用中止手数料 1件につき 2,000円

(7) 第33条第2項の給水装置の確認検査手数料 第2号から第5号までに掲げる手数料の額

(8) 給配水台帳図の写し交付手数料 1枚につき 4,500円以下の範囲内で管理者が定める額

(9) しゅん工図の写し交付手数料 1枚につき 300円

(10) 給水装置工事認可済証交付手数料 1枚につき 500円

2 既に納めた手数料は、特別の理由がない限り、還付しない。

(料金、加入金、手数料等の減免)

第31条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例の規定により納付しなければならない料金、加入金、手数料又はその他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第32条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又

は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第9条の工事費、第20条第3項に規定する修繕費、第23条の料金、第29条の加入金又は第30条第2号から第5号までの手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第24条のメーターの検針又は第32条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態であって、将来にわたり使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項の承認を受けないで、給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなく、第16条第2項の規定によるメーターの設置、第24条のメーターの検針、第32条の規定による検査又は第34条の規定による給水の停止を拒み又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第23条の料金、第29条の加入金又は第30条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第37条 詐欺その他不正の行為により、第23条の料金、第29条の加入金又は第30条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第38条 管理者は、貯水槽水道(法第14条2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の若草町水道給水条例(平成4年若草町条例第10号)又は解散前の野呂川水道企業団給水条例(平成10年野呂川水道企業団条例第1号)(以下これらを「合併等前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定

によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併等前の条例の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 27 日条例第 47 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 23 条の規定は、平成 18 年 6 月料金の算定分から適用する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日条例第 10 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(南アルプス市水道給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第 4 条による改正後の南アルプス市水道給水条例(以下「改正後の条例」という。)第 23 条の規定は、平成 19 年 4 月の算定分から適用する。
- 5 改正後の条例第 29 条第 2 項の規定は、施行の日以後になされる工事申込みに係る加入金から適用し、同日前になされた工事申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 40 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 11 日条例第 30 号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の南アルプス市水道給水条例(以下「改正後の条例」という。)第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 号及び第 26 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に行うメーターの検針により算定する料金から適用し、同日前に行うメーターの検針により算定する料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 23 条第 1 号の表中メーター口径が 50 ミリメートル、75 ミリメートル、100 ミリメートル及び 150 ミリメートルについては、同表中「1 月 10 立方メートルまで」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間にあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

メーターの口径	加入金の額
平成28年10月算定分から1年間	1月100立方メートルまで
平成29年10月算定分から1年間	1月80立方メートルまで
平成30年10月算定分から1年間	1月60立方メートルまで
平成31年10月算定分から1年間	1月30立方メートルまで

附 則(令和元年 9 月 27 日条例第 20 号)

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

○南アルプス市水道給水条例施行規程

平成 15 年 4 月 1 日
企業管理規程第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、南アルプス市水道給水条例(平成 15 年南アルプス市条例第 221 号。以下「条例」という。)第 40 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置工事の設置原則)

第 2 条 条例第 4 条第 1 号及び第 2 号に規定する専用給水装置及び共用給水装置は、1 栓以上を設置することを原則とする。

(工事の申込み)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定による給水装置工事の申込みは、給水装置工事(申込)認可申請書(様式第 1 号)により行わなければならない。

2 条例第 5 条第 2 項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、利害関係人の同意書を添付するものとする。この場合において、利害関係人等から異議が生じたときは、工事申込者の責任とする。

(1) 他人の家屋又は土地内に給水装置を設置しようとする場合

(2) 他人の給水装置から分岐しようとする場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が同意書を必要とする場合

3 給水装置工事の申込みを取り消すときは、給水装置工事取消届(様式第 2 号)により行わなければならない。

(公道内に縦断的に敷設する給水装置)

第 4 条 条例第 5 条第 3 項に規定する条件とは、当該路線に新たに配水管を敷設する場合、公道内に縦断的に敷設された給水装置と敷設される配水管を統合することとする。

2 使用者の善良な管理が困難な公道で所有者から寄附の申請があった給水装置は、管理者が必要と認めた場合、これに応ずる。この場合においては、次の書類を提出しなければならない。

(1) 給水装置寄附申請書(様式第 3 号)

(2) 給水装置平面図

(3) 案内図

(指定給水装置工事事業者が施行する範囲)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項に規定する指定給水装置工事事業者が施行する範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公道に敷設される配水管及び給水管からの分岐工事に伴う路面の本復旧工事

(2) 他団体との契約により施行する受託工事

(設計審査)

第 6 条 条例第 7 条第 2 項の規定により設計審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 給水装置工事設計平面図・立面図(様式第 4 号)

(2) 給水装置工事使用材料一覧表(様式第 5 号)

(3) 案内図

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるもの

2 設計審査に合格した者については、道路占用(協議・許可)書を提出し、給水装置工事認可証(様式第 6 号)を交付するものとする。

3 指定給水装置工事事業者は、前項の給水装置工事認可済証を工事の期間中、工事現場の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

(工事完成検査)

第 7 条 条例第 7 条第 2 項の規定により工事完成検査を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 給水装置工事検査願届(様式第 7 号)

(2) 給水装置工事完成平面図・立面図(様式第 4 号)

(3) 案内図

(4) 給水装置工事使用材料一覧表(様式第 5 号)

- (5) 工事写真
- (6) 道路占用(協議・許可)書
(完成届)

第8条 前条の工事検査に合格した者は、直ちに給水装置工事完成届(様式第8号)を提出しなければならない。

(給水装置工事に係る工事費の予納)
(条例第13条の申込み)

第9条 条例第13条の規定による申込みは、給水装置の使用を開始するときに、給水装置使用承認申請書兼公共下水道使用開始届(様式第9号)により使用者が行わなければならない。

(代理人及び管理人の選定届)

第10条 条例第14条又は第15条の規定により代理人又は管理人を選定したときは、給水装置代理人・管理人(選定・変更・住所変更)届(様式第10号)により管理者に届け出なければならない。

2 代理人及び管理人は、アパート等に入居し、又は退去する者がある場合は、入居・退去届(様式第11号)により管理者に届け出なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、代理人及び管理人となることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障により水道の使用に関する業務を適正に行うことができない者として管理者が認める者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が不相当と認める者
(市のメーターによらない場合の計量)

第11条 条例第16条第1項ただし書の規定により、管理者が認める市のメーターによらない場合の計量は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 給水タンク等容量の定まっているものへの給水は、メーターによらず、その容積をもって計量することができる。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特に認める場合は、その方法による。
(メーター毀損届及び弁償)

第12条 メーターを亡失し、又は毀損したときは、水道メーター亡失(毀損)届(様式第12号)により管理者に届け出なければならない。

2 条例第17条第3項の規定によりメーターの損害を弁償させようとするときは、管理者が、弁償額を定めるものとする。

(条例第18条の届出)

第13条 条例第18条第1項の規定による届出は、次に掲げるところによる。

- (1) 給水装置の使用を中止し、又は廃止するときは、給水装置中止(廃止)承認申請書(様式第13号)により所有者及び使用者が連署して申請しなければならない。
- (2) 管理者は、前号の規定により申請のあった中止を認めるときは、給水装置中止承認証書(様式第14号)を所有者に交付する。
- (3) 給水装置を閉栓するときは、給水装置閉栓届(様式第15号)により、使用者が届けなければならない。

2 条例第18条第2項の規定による届出は、次に掲げるところによる。

- (1) 使用者及び納入者の氏名又は住所に変更があったときは、給水装置使用者・納入者変更届(様式第16号)により、所有者及び使用者が連署して届け出なければならない。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置名義(所有権)変更届(様式第17号)により、新旧所有者が連署して届け出なければならない。ただし、新所有者が土地等所有権の取得を証する書類を提示したときは、旧所有者の連署は必要としない。
- (3) 私設消火栓を消防に使用したときは、消火栓(演習・消火)使用届(様式第18号)により使用者が届け出なければならない。
- (4) 代理人又は管理人が交替したときは、給水装置代理人・管理人(選定・変更・住所変更)届(様式第10号)により所有者が届け出なければならない。また、代理人又は管理人の住所に変更があったときは、同様式により所有者が届け出なければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第 14 条 条例第 21 条第 1 項の規定により給水装置又は供給する水の水質について検査の請求をしようとする者は、文書又は口頭により管理者に請求しなければならない。

(使用水量の通知)

第 15 条 条例第 24 条の規定により算定した使用水量は、使用水量のお知らせ(様式第 19 号)により通知する。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

(使用水量の認定)

第 16 条 条例第 25 条第 1 項の規定により使用水量の認定をする場合は、前 6 箇月の使用水量及び前年同期等の使用水量を考慮して定めるものとする。

(徴収の方法)

第 17 条 条例第 28 条の規定による料金の徴収は、管理者が別に定める水道料金納入通知書又は口座振替により納入する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

2 条例第 29 条第 1 項に規定する加入金及び条例第 30 条第 1 項各号に規定する手数料の徴収は、納入通知書により徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(図面等の写しの交付)

第 18 条 条例第 30 条第 1 項第 8 号及び第 9 号に規定する写しの交付を受けようとする者は、図面及びしゅん工図の写し交付申請書(様式第 20 号)により申請しなければならない。

2 条例第 30 条第 1 項第 8 号に規定する管理者が定める額は、次の表のとおりとする。

モノクロ	カラー
2,500 円	2,700 円

3 条例第 30 条第 1 項第 8 号に規定する用紙の規格は、日本産業規格 A 列 3 番とする。

(料金等の減免)

第 19 条 条例第 31 条の規定により減額又は免除の対象となる場合は、災害等不可抗力による漏水その他管理者が公益上特別の理由があると認めるものとする。

2 前項の規定による料金等の減額又は免除の申請は、水道料金等減免申請書(様式第 21 号)及び漏水修理証明書(様式第 22 号)の提出により行うものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第 20 条 条例第 39 条の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を 1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の規程による管理に関し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は衛生行政の長が認める者による給水栓における水の色、濁り、におい及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、解散前の野呂川水道企業団給水条例施行規程(平成 10 年野呂川水道企業団規程第 7 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日企業管理規程第 1 号)

この規程中第1条の規定は平成16年3月31日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月7日企業管理規程第3号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日企業管理規程第8号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月3日企業管理規程第2号)

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則(平成28年11月15日企業管理規程第8号)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則(平成29年1月17日企業管理規程第1号)

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則(令和元年9月18日企業管理規程第18号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年11月18日企業管理規程第22号)

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 指定工事業者の指定等(第 5 条—第 11 条)
- 第 3 章 主任技術者(第 12 条・第 13 条)
- 第 4 章 指定工事業者の義務(第 14 条—第 17 条)
- 第 5 章 雑則(第 18 条—第 21 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、南アルプス市水道給水条例(平成 15 年南アルプス市条例第 221 号。以下「条例」という。)第 7 条第 1 項に規定する指定給水装置工事業者(以下「指定工事業者」という。)の指定及び指定の更新並びに給水装置工事の適正な施行の確保等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第 2 条 この規程において「法」とは、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)をいう。
- 2 この規程において「政令」とは、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)をいう。
- 3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)をいう。
- 4 この規程において「管理者」とは、水道事業管理者の権限を行う市長をいう。
- 5 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 6 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕(施行規則第 13 条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。

(台帳の備付け)

第 3 条 管理者は、指定給水装置工事業者台帳を備え、必要な事項を登録するものとする。

(業務処理の原則)

第 4 条 指定工事業者は、法、政令、施行規則、条例及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第 2 章 指定工事業者の指定等

(指定又は指定の更新の申請)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の規定により指定又は当該指定の更新を受けようとする者は、指定給水装置工事業者指定申請書(新規・更新)(様式第 1 号)に次に掲げる事項を記載し、管理者に申請しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 市内において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地
- (3) 第 13 条第 1 項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)の氏名及び当該主任技術者が法第 25 条の 5 第 1 項の規定により厚生労働大臣から交付を受けている給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号

(4) 事業の範囲

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 機械器具調書(様式第 1 号の 2)
 - (2) 誓約書(様式第 2 号)
 - (3) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し
- (指定又は指定の更新の基準)

第 6 条 管理者は、前条第 1 項の規定による指定又は当該指定の更新の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、市の指定工事業者として指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第 13 条第 1 項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。

- ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ウ 第9条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- エ 給水装置工事の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- オ 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の更新)

第6条の2 指定工事業者は、前条の指定又は当該指定の更新において、法第25条の3の2の規定により、5年ごとに当該指定の更新を指定されなければ、当該期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までに当該申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、指定の有効期間は、従前の指定の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(指定工事業者証の交付等)

第7条 管理者は、第6条の規定による指定をしたときは、速やかに指定工事業者に指定給水装置工事事業者証(様式第3号。以下「指定事業者証」という。)を交付する。

2 指定工事業者は、次条の規定による事業の廃止を届け出たとき又は第9条の規定による指定の取消しを受けたときは、指定事業者証を管理者に返納しなければならない。

3 指定工事業者は、次条の規定による事業の休止を届け出たとき又は第10条の規定による指定の停止を受けたときは、指定事業者証を管理者に提出しなければならない。

4 指定工事業者は、指定事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。
(変更等の届出)

第8条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項又は第3項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 指定工事業者は、前項の規定により変更の届出をしようとするときは、当該変更のあった日から30日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第4号)に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、誓約書(様式第2号)及び登記簿の謄本

3 指定工事業者は、第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする場合にあつては、当該事業の廃止又は休止の日から30日以内に、事業の再開の届出をしようとする場合にあつては、当該事業の再開の日から10日以内に、指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第9条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 指定工事業者の指定又は当該指定の更新に関して虚偽の申請をしたとき。
- (2) 第 6 条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第 13 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定に違反したとき。
- (5) 第 14 条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第 16 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第 17 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。
(指定の停止)

第 10 条 管理者は、前条に規定する場合において、指定工事業者に特段の事情があると認めるときは指定の取消しに替えて、6 月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。
(指定等の公示)

第 11 条 管理者は、次に掲げる場合は、その都度公示する。

- (1) 第 6 条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第 8 条の規定により指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (3) 第 9 条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (4) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

第 3 章 主任技術者

(主任技術者の職務等)

第 12 条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第 5 条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し管理者と次に掲げる事項の連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合には、配水管の布設位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第 14 条第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。
(主任技術者の選任等)

第 13 条 指定工事業者は、第 6 条の規定による指定を受けた日から 14 日以内に、事業所ごとに、法第 25 条の 5 第 1 項の規定により厚生労働大臣から免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けたときは、当該事由が発生した日から 14 日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第 6 号)により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、第 1 項又は第 2 項の規定により主任技術者を選任するときは、同一の主任技術者を複数の事業所に置くことはできない。ただし、管理者が認めるときは、この限りでない。

第 4 章 指定工事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第 14 条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに前条第 1 項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関し第 12 条第 1 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じ

させることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者その他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第12条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査及び工事検査)

第15条 指定工事業者は、条例第7条第2項の規定により設計審査を受けるため、南アルプス市水道給水条例施行規程(平成15年南アルプス市企業管理規程第29号。以下「施行規程」という。)第3条及び第6条の規定により、管理者に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため、工事完了後速やかに施行規程第7条の規定により、管理者に申請しなければならない。

3 指定工事業者は、前項の検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

4 指定工事業者は、前2項の規定による工事完成検査の終了後、速やかに施行規程第8条の規定により、給水装置工事完成届を管理者に提出しなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し法第17条の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該給水装置工事に関し第14条第1号の規定により指名された主任技術者又は当該給水装置工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 管理者は、指定工事業者が市内において施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(表彰)

第18条 管理者は、指定工事業者及び主任技術者がこの規程の規定を遵守し、他の模範となる等著しく功績が顕著であると認めるときは、これを表彰することができる。

(諮問機関)

第19条 管理者は、指定工事業者の指定の取消し及び停止並びに表彰等に関し公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、南アルプス市指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「指定工事業者審査委員会」という。)を置くことができる。

2 指定工事業者審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(講習会)

第20条 管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者その他給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他のものが実施する講習会を推薦することができる。

(その他)

第21条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、解散前の野呂川水道企業団指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年野呂川水道企業団規程第 4 号)の規定によりなされた指定工事事業者の指定、処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 24 年 4 月 27 日企業管理規程第 3 号)

この規程は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 30 日企業管理規程第 21 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日の際現に同規程第 5 条第 1 項の指定を受けている指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の同規程第 6 条の 2 第 1 項の更新については、同項中「5 年ごと」とあるのは、施行日の前日から起算して 5 年を経過する日までとし、当該指定を受けた日が同規程施行日の前日の 5 年前の日以前である場合にあっては、5 年を超えない範囲において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

(1) 同規程第 5 条第 1 項の指定を受けた日(この附則において「指定を受けた日」という。)が平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日までの間である場合 1 年

(2) 指定を受けた日が平成 11 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間である場合 2 年

(3) 指定を受けた日が平成 15 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間である場合 3 年

(4) 指定を受けた日が平成 19 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間である場合 4 年

(5) 指定を受けた日が平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの間である場合 5 年

附 則(令和元年 11 月 18 日企業管理規程第 22 号)

この規程は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

○南アルプス市水道事業給水区域内開発行為に伴う給水取扱規程

平成 15 年 4 月 1 日
企業管理規程第 33 号

(目的)

第 1 条 この規程は、南アルプス市水道事業の給水区域内における開発行為に対する給水の取扱いに関し定め、良好な生活環境を確保するとともに、給水の円滑化を図ることを目的とする。

(対象事業)

第 2 条 この規程は、給水区域内における都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 12 条及び第 29 条並びに南アルプス市宅地開発及び建築物指導要綱(平成 15 年南アルプス市告示第 70 号)の規定に基づく開発事業について適用する。

(給水に必要な条件)

第 3 条 開発に伴い給水を必要とする場合、開発業者(以下「事業者」という。)は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業者は、開発区域に給水施設を設置しようとする場合は、あらかじめ水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)と事前協議を行うこと。協議に際しては、開発協議に伴う給水施設設置申請書(別記様式)を提出するものとする。

(2) 給水施設は、管理者が指定した給水工事業者に施工させる。

(3) 受水槽を設置する場合は、流末装置についても施工後適正に維持されるよう受水槽の容量、構造、揚水設備、制御方式、配管口径、材料等について管理者の設計審査及び完成審査を受けること。

2 事業者は、給水施設の水質汚濁防止及び環境保全のため必要な措置を講じなければならない。

(給水申込みの取扱基準及び経費の負担)

第 4 条 管理者は、開発区域に給水する場合、次に該当するものは、給水に伴う給水施設を負担させるか、又は給水の申込みを保留することができる。

(1) 既設の配水施設の給水能力に余裕がない場合

(2) 既設の配水施設を増補改良しなければならない場合

(3) 給水水量の増加により、開発区域周辺に著しく影響を及ぼすおそれのある場合

(この規程の適用を受けないものに対する適用)

第 5 条 この規程の適用を受けないものであっても、管理者が特に必要があると認めた場合(高台地区等)は、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

○南アルプス市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理規程

令和元年7月16日
企業管理規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の規定により水道事業者が指定する指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)が南アルプス市指定給水装置工事事業者規程(平成15年企業管理規程第30号。以下「事業者規程」という。)第9条各号のいずれかに該当する行為(以下「違反行為」という。)をした場合に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、事業者規程による。

(違反行為の調査等)

第3条 企業局工務課長(以下「課長」という。)は、指定工事業者において違反行為の疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 課長は、前項の調査において違反行為の事実を認めるときは、当該指定工事業者に対し直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 課長は、当該指定工事業者から違反行為届出書(様式第1号)の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書(様式第2号)を作成する。

(違反行為に対する措置)

第4条 課長は、違反行為の内容を検討し、指定の取消し又は指定の停止の処分(以下「処分」という。)の必要を認めない場合であって違反行為の再発を防止するための警告又は注意するときは、行政指導通知書(様式第3号)により警告又は注意することができる。

2 企業局長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認めるときは、管理者に報告し事業者規程第19条に規定する南アルプス市指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「指定工事業者審査委員会」という。)の開催の要否について、意見を具申することができる。

3 違反行為に対する処分の基準等は、別表のとおりとする。

(意見陳述のための手続)

第5条 管理者は、違反行為の内容が処分に相当すると認めるときは、指定工事業者審査委員会の開催前に、違反行為をした指定工事業者に、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行うものとする。

2 聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続については、南アルプス市行政手続条例(平成15年南アルプス市条例第11号)に定めるところによる。

(処分の決定)

第6条 処分の決定は、指定工事業者審査委員会の審議結果のほか聴聞又は弁明の機会の付与の結果を参酌し管理者が行う。

(処分の通知等)

第7条 管理者は、前条に規定する処分を決定したときは、被処分者に対し処分決定通知書(様式第4号)により通知する。

2 管理者は、前項の通知をするときは、事業者規程第11条の規定に基づき公示する。

(報告)

第8条 管理者は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年11月18日企業管理規程第22号)

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

別表(第4条関係)

南アルプス市指定給水装置工事事業者の違反行為に係わる処分基準

違反項目	根拠条項	関係条項		違反行為の内容	処分等
	水道法	水道法	水道法施行規則		
指定要件違反	第25条の11	第25条の3第1項 第1号	第21条	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し
		第25条の3第1項 第2号	第20条	厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき	指定取消し
		第25条の3第1項 第3号イ		精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であるとき。	指定取消し
		第25条の3第1項 第3号ロ		破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。	
		第25条の3第1項 第3号ハ		法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないとき。	指定取消し
		第25条の3第1項 第3号ニ		指定を取り消され、その取消日から2年を経過しないとき。	指定取消し
		第25条の3第1項 第3号ホ		無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定停止6箇月 ただし、再犯(2年)や悪質と判断されるときは欠格要件に該当するとみなし指定取消し
				道路掘削許可及び道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。	指定停止6箇月
				施工上の安全管理を怠り、従業	指定停止3箇月

				員を死傷させたとき。	
				研修機会の確保をしなかったとき。	文書注意
				文書注意に従わないとき。	文書警告
				文書警告に従わないとき。	指定停止3箇月
				その他の違反行為(主として管理者の承認を受けないで工事を施工したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。)	指定停止6箇月
		第25条の3第1項第3号へ		法人であって、その役員のうち水道法第25条の3第1項イからホまでのいずれかに該当する者があるとき。	指定取消し
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11第1項第2号	第25条の4第1項又は第2項	第21条第1項又は第2項	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し
				給水装置工事主任技術者が2箇所以上の事業者を選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止3箇月
届出義務違反	第25条の11第1項第3号	第25条の7	第34条	事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
			第35条	休止届、廃止届又は再開届を提出しないとき若しくは虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
事業の運営基準違反			第36条第1号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	口頭注意(工事申込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は

					記入させる。) 指定停止1箇月
	第25条の11第1項第4号	第25条の8	第36条第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	
			第36条第3号	管理者の承諾を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	指定停止6箇月
			第36条第5号イ	水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止6箇月
			第36条第5号ロ	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止3箇月
			第36条第6号	指名した給水装置工事主任技術者に、施工した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかった	指定停止3箇月

				とき。	
工事施工に関する義務違反	第25条の11第1項第5号	第25条の9		給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止3箇月
	第25条の11第1項第6号			給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3箇月
	第25条の11第1項第7号			施工した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止6箇月
不正申請	第25条の11第1項第8号			不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定取消し

○南アルプス市指定給水装置工事事業者審査委員会規程

令和元年7月16日
企業管理規程第14号

(設置)

第1条 南アルプス市指定給水装置工事事業者規程(平成15年南アルプス市企業管理規程第30号。以下「事業者規程」という。)第19条の規定に基づき、南アルプス市指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「指定工事事業者審査委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 指定工事事業者審査委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 事業者規程第9条の規定による指定の取消しに関する事。
- (2) 事業者規程第10条の規定による指定の停止に関する事。
- (3) 事業者規程第18条の規定による表彰に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が特に重要と認める事項

(組織)

第3条 指定工事事業者審査委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 企業局長
- (2) 企業局総務課長
- (3) 企業局経理課長
- (4) 企業局料金課長
- (5) 企業局工務課長
- (6) 企業局浄水管理課長
- (7) 企業局下水道課長

(委員長及び副委員長)

第4条 指定工事事業者審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、企業局長をもって充てる。

3 副委員長は、企業局総務課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、指定工事事業者審査委員会の会議(以下「会議」という。)を招集し、会議を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(報告)

第6条 委員長は、第2条に規定する審査の結果について、遅滞なく管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 指定工事事業者審査委員会の庶務は、企業局工務課において処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。